

有限会社 清瀬ホーム 行動計画（第3回）

社員の働き方を見直し、特に女性社員の産休・育休復帰後に、家庭と仕事の両立ができるように雇用環境の整備を図ると共に、就労時間等を含め、社員の意向をなるべくくみ取れるような環境を整備し、継続就業者が増えるよう支援の在り方を検討する。また、有休休暇の取得促進の為に、働き方の見直しも併せて行い、検討し次のように行動計画を策定する。

計画期間 平成27年8月1日～平成32年7月31日までの5年間

内容

子育てを行う労働者等の職業生活の家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

・子育てと仕事の両立を図るうえで、対象社員の勤務体制を考慮し、相談窓口を設け、周知を図る。

平成27年8月～ 相談窓口設置

平成27年8月～ 両立支援の周知を実施

働き方の見直しに資する労働条件の整備

- ・年次有給休暇の取得促進の為の措置の実施  
有休休暇についての相談窓口の活用への理解を促す。
- ・平成27年8月～  
年次有給休暇の取得を促進するため、有給休暇の概要と、事業所内の人員配置基準の説明を社員に行い、就業規則に乗っ取った有給休暇の活用を促進させる。

次世代育成支援対策の整備

- ・若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供  
平成27年8月～ 就業体験受け入れについての検討開始  
平成27年9月～ 関係機関・学校との連携及び受け入れ開始